



宮 崎 県 公 報

平成29年3月29日(水曜日)号外 第20号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

人事委員会規則

- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改

頁

- 正する規則…………… 1
- 介護休暇に係る介護の対象者等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 人事委員会告示
- 有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示…………… 4

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第6号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
附則別表		附則別表	
自動車等の片道の使用距離	金額(円)	自動車等の片道の使用距離	金額(円)
2キロメートル以上5キロメートル未満	2,400円	2キロメートル以上5キロメートル未満	2,300円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,100円	5キロメートル以上10キロメートル未満	5,000円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,800円	10キロメートル以上15キロメートル未満	7,700円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,500円	15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,200円	20キロメートル以上25キロメートル未満	13,100円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,900円	25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
[略]		[略]	
60キロメートル以上	34,200円	60キロメートル以上65キロメートル未満	34,200円
		65キロメートル以上70キロメートル未満	36,800円
		70キロメートル以上75キロメートル未満	39,400円
		75キロメートル以上80キロメートル未満	42,000円
		80キロメートル以上85キロメートル未満	44,600円
		85キロメートル以上90キロメートル未満	47,200円
		90キロメートル以上95キロメートル未満	49,800円
		95キロメートル以上100キロメートル未満	52,400円
		100キロメートル以上	55,000円

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>（1）～（8） 〔略〕</p> <p>（9）～（12） 〔略〕</p>	<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>（1）～（8） 〔略〕</p> <p><u>（9） 勤務時間等条例第8条の3第2項の規定による介護部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>（10）～（13） 〔略〕</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

介護休暇に係る介護の対象者等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第8号

介護休暇に係る介護の対象者等に関する規則の一部を改正する規則

介護休暇に係る介護の対象者等に関する規則（平成8年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（介護の対象者）</p> <p>第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第8条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって、職員と同居しているものとする。</p> <p>（1）・（2） 〔略〕</p>	<p>（介護の対象者）</p> <p>第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第8条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、<u>次に掲げる者（第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）</u>とする。</p> <p>（1）・（2） 〔略〕</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第9号

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成11年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第9条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p>	<p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p><u>第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第9条の2第1項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p><u>第1条の2 条例第9条の2第1項の深夜において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者</u></p>

事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) [略]

第3条 条例第9条の2第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第1条に定める者に該当することとなった場合

2～4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第4条 前2条(第2条第2項及び前条第1項第4号を除く。)の規定は、条例第8条の2に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

第5条 [略]

第6条 条例第9条の2第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

2～4 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第7条 前2条(第5条第2項、前条第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあ

は、次のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) [略]

第3条 条例第9条の2第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

(4) 当該請求に係る条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2～4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第4条 前2条(第2条第2項及び前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、条例第9条の2第4項において準用する同条第1項の規定による条例第8条の2に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第5条 [略]

第6条 条例第9条の2第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第9条の2第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

2～4 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第7条 前2条(第5条第2項、前条第1項第3号から第5号まで並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、条例第9条の2第4項において準用する同条第2項又は第3項の規定による要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第5条第3項中「同条第2項」とあるのは「それぞれ同条第2項に規定する支障の有無」と、同条第4項中「条例第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条の2第3項」と、「同条

るのは「前項第 1 号から第 3 号まで」と読み替えるものとする。

第 2 項又は第 3 項」とあるのは「同条第 3 項」と、前条第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第 2 項中「次の各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第 1 号

有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 3 月29日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
原 因	承 認 の 基 準	原 因	承 認 の 基 準
[略]		[略]	
15の 2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	[略]	15の 2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項に規定する要介護者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	[略]
[略]		[略]	
備考 上記の基準（第20号を除く。）及び別表によって承認する期間で一定日数で示されているものは、その日数中に週休日等及び条例第 4 条に規定する年末年始の休日を含むものとする。		備考 1 上記の基準（第20号を除く。）及び別表によって承認する期間で一定日数で示されているものは、その日数中に週休日等及び条例第 4 条に規定する年末年始の休日を含むものとする。 2 上記の基準及び別表の「子」には、条例第 9 条の 2 第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。 3 第14号の「親」には、当該子について民法（明治29年法律第89号）第 817条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。	